

東北大学附属図書館医学分館利用規則

制定	平成 6年10月 4日
改正	平成13年 1月15日
	平成15年10月 6日
	平成16年 1月14日
	平成17年 5月26日
	平成22年 6月28日
	平成23年 4月 1日
	平成24年 7月 9日
	平成25年 1月31日
	平成28年 7月 8日

目次

第1章	総則（第1条－第6条）
第2章	館内閲覧（第7条－第8条）
第3章	館外貸出し（第9条－第18条）
第4章	文献複写（第19条－第22条）
第5章	学内相互利用（第23条・第24条）
第6章	図書館間相互利用（第25条・第26条）
第7章	参考調査（第27条・第28条）
第8章	雑則（第29条・第30条・第31条）
第9章	補則（第32条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 東北大学附属図書館医学分館（以下「分館」という。）の利用については、別に定めるものを除き、この規則に定めるところによる。

（利用者の範囲）

第2条 分館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東北大学（以下「本学」という。）の役員及び職員
- (2) 本学の名誉教授及び研究員、研修員、非常勤講師等
- (3) 本学の学生（研究生、科目等履修生等を含む。）
- (4) 分館の利用を申し出た学外者

（利用手続き）

第3条 分館を利用する者は、利用の際に本学が発行する学生証又は身分証明書等（以下「学生証等」という。）の交付を受けるものとする。

2 学生証等を所持していない者は、所定の手続きにより分館が発行する図書館利用証又は入館証の交付を受けるものとする。

3 一時利用の学外者は、その都度所定の手続きにより利用を申請するものとする。

（開館時間）

第4条 分館の開館時間は、7時から24時までとする。

2 分館長が必要と認めるときは、開館時間を変更することがある。

3 利用時間は、別に定める。

(休館日)

第5条 分館の休館日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

2 前項の休館日のほか、分館長が必要と認めるときは、臨時に休館することがある。この場合において、分館長はその都度その旨を掲示するものとする。

3 分館長が必要と認めるときは、臨時に開館することがある。この場合において、分館長はその都度その旨を掲示するものとする。

(窓口業務)

第6条 分館の窓口業務は、図書の貸出し、返却、文献複写、参考調査等とする。

2 次の各号に掲げる日は、窓口業務を行わないこととする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 計画的年次有給休暇付与に関する協定書に定めた日

(4) その他分館長が必要と認めた日

第2章 館内閲覧

(閲覧場所)

第7条 館内における図書館資料（以下「図書」という。）の閲覧場所は、次のとおりとする。

(1) 一般閲覧席

(2) 研究者閲覧室

2 視聴覚室、特別閲覧室又は研究個室の利用については、別に定める。

3 分館長が特に認めるときは、利用者は、前2項以外の場所で図書を閲覧することができる。

(閲覧の制限)

第7条の2 次の各号に掲げる場合においては、閲覧を制限することがある。

(1) 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記録されている部分の場合

(2) 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間

(3) 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損が生じる恐れがある場合又は図書が現に使用されている場合

(目録及び規則の公示)

第7条の3 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及びこの規則を閲覧室内に常時備え付けるものとする。

(貴重書の利用)

第8条 貴重書の閲覧及び複製を希望する者は、所定の手続きにより、分館長の許可を得なければならない。

第3章 館外貸出し

(貸出しを受けることのできる者)

第9条 貸出しを受けることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 第2条各号に掲げる者

- (2) その他分館長が特に必要と認めて許可した者
(貸出しをしない図書)

第10条 次の各号に掲げる図書は、貸出しを行わない。

- (1) 貴重書
- (2) 史料
- (3) 索引・抄録及び目録類
- (4) 辞書、辞典、便覧、数表、人名録、地図等の参考図書
- (5) 当該年度の未製本雑誌
- (6) 分館の業務上必要な図書
- (7) その他分館長が貸出しを不相当と認めた図書

2 前項の規定にかかわらず、分館長が特に許可した図書については、期間を定めて貸出しを行うことがある。

(貸出しの冊数、期間等)

第11条 図書の貸出しの冊数及び期間は、別に定める。

- 2 分館長が必要と認めるときは、貸出図書の返納を求めることがある。
- 3 分館長が許可するとき、貸出しの冊数、期間等を変更することがある。
- 4 貸出しの予約がないときは、貸出期間の更新を許可することがある。

(貸出しの手続き)

第12条 図書の貸出しを受けようとする者は、所定の方法により、貸出しを申し込まなければならない。

(貸出しの予約)

第13条 他に貸し出されている図書の貸出しを受けようとするときは、予約することができる。

(貸出しを受けた者の責任)

第14条 貸出しを受けた者は、図書を分館に返納するまで責任を負うものとする。

- 2 貸出図書は、他の者に転貸してはならない。
- 3 貸出図書の亡失、汚損等の事故があったときは、直ちにその旨を分館職員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(貸出図書の返却)

第15条 貸出しを受けた者は、貸出図書を期間内に必ず返却しなければならない。

- 2 貸出しを受ける資格を失った者は、直ちに貸出図書を返却しなければならない。
- 3 分館長が必要と認める場合は、貸出期間中であっても図書の返却を求めることがある。

(貸出停止)

第16条 貸出図書を期間内に返却しない者には、次の各号に掲げる貸出制限を行う。

- (1) 貸出図書の返却を延滞している者は、貸出しの冊数が限度内であっても、新たな貸出しを受けることができない。
- (2) 貸出期間を越えて返納したときは、延滞日数と同一の期間について貸出しを停止する。

2 前項の規定にかかわらず、分館長が考慮すべき理由があると認めるときは、貸出停止期間を変更することがある。

(特別長期貸出し)

第17条 星陵地区部局の分野等の図書の責任者（以下「使用責任者」という。）

は、所定の手続きにより特別長期貸出しを受けることができる。

2 特別長期貸出しにより利用することのできる図書は、前項の分野等が購入及び受贈したものとする。

(特別長期貸出図書の利用の特例)

第18条 特別長期貸出中の図書について、他の利用者から閲覧又は貸出しの希望がある場合は、使用責任者は、支障がない限り、これに応じるものとする。

第4章 文献複写

(複写依頼)

第19条 教育又は研究のため分館所蔵図書の複写を希望するものは、複写を依頼することができる。

(依頼手続)

第20条 文献複写の依頼手続及び料金については、東北大学附属図書館文献複写等内規(昭和42年規第26号)の定めるところによる。

(利用者が自ら行う複写)

第21条 複写機器又は撮影機を持参し、自ら複写又は撮影を希望する者は、分館長の許可を得なければならない。

(複写を認めない図書)

第22条 第19条及び前条の規定にかかわらず、著作権法(昭和45年法律第48号)に抵触する図書の複写・撮影その他分館長が不相当と認めた図書の複写・撮影の申込みには応じない。

第5章 学内相互利用

(他部局所在図書の利用)

第23条 第2条第1号から第3号までに掲げる者は、星陵地区部局以外の学内の他の部局に所在する図書を利用しようとするときは、所定の手続きにより行うものとする。

(学内文献複写)

第24条 学内他部局所在図書の複写については、東北大学図書館(室)間における文献複写サービス実施に関する申し合わせ(平成17年12月27日制定)によるものとする。

第6章 図書館間相互利用

(学外図書館の利用)

第25条 星陵地区部局に所属する者は、学外の機関に所在する図書の閲覧、貸出し、複写等の利用をしようとするときは、所定の手続きにより分館にこれを依頼することができる。

2 前項の利用に要する経費は、依頼者の負担とする。

(学外図書館への貸出)

第26条 次に掲げる場合で、分館長が必要と認めたときは、支障のない範囲内で所定の手続きにより、所蔵資料の貸出を行う。

(1) 他大学等の図書館から依頼があったとき

(2) 公的機関等から文化的な展示会等の開催に必要な資料の依頼があったとき

第7章 参考調査

(参考調査の申込み)

第27条 利用者は、教育又は研究のため文献等に関する参考調査を申し込むことができる。

(参考調査の範囲)

第28条 参考調査の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学術文献の書誌・所在情報に関する調査
 - (2) 特定事項に関する調査又は参考文献の紹介
 - (3) 本学及び他の大学の図書館並びに研究機関等の施設に関する利用情報の提供
- 2 前項の規定にかかわらず、特に経費又は時間を要し、他の業務に支障を及ぼすおそれのある調査及び分館長が回答することを不相当と認めるものは、参考調査の依頼に応じない。

第8章 雑則

(規律)

第29条 利用者は館内において利用上の注意事項を遵守するとともに、係員の指示に従わなければならない。

(利用の停止)

第30条 分館の規則に違反した者については一定の期間入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(準用)

第31条 その他この規則に定めのない利用については、東北大学附属図書館本館利用規則（昭和62年2月20日制定）等の定めるところによる。

(個人情報漏えいの防止のための措置)

第32条 図書のうち公文書管理法第2条第4項第3号に規定する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用資料に該当するものに個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には当該個人情報の漏えいの防止のため、以下の措置を講ずる。

- (1) 書庫の施設その他の物理的な接触の制限
- (2) 当該資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。）を防止するために必要な措置
- (3) 職員に対する教育・研修の実施
- (4) その他必要な措置

第9章 補則

(その他)

第33条 この規則に定めるもののほか、分館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成6年10月4日から施行する。
- 2 東北大学附属図書館医学分館利用規則（昭和39年4月1日制定）は、廃止する。

附則（平成13年 1月15日改正）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月 6日改正）
この規則は、平成15年10月6日から施行する。

附 則（平成16年 1月14日改正）
この規則は、平成16年1月14日から施行する。

附 則（平成17年5月26日改正）
この規則は、平成17年5月26日から施行する。

附 則（平成22年6月28日改正）
この規則は、平成22年6月28日から施行する。

附 則（平成23年4月1日改正）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 7月 9日改正）
この規則は、平成24年 8月 1日から施行する。

附 則（平成25年 1月31日改正）
この規則は、平成25年 3月 1日から施行する。

附 則（平成28年 7月 8日改正）
この規則は、平成28年 7月 1日から施行する。